

## I. モデル事業の概要

### 1. 事業の全体像

#### (1) 委員会での検討

厚生労働省に設置された「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関する検討会」では、2009年2月より、特別養護老人ホームの入所者の重度化の進行等により、医療的なケアを提供するニーズが高まっている状況に対応するため、入所者の重度化に対応し安全・安心なケアを看護職員・介護職員の連携のもとで実施する方策について検討が行われてきた。

検討対象となった具体的な医療的ケアは、特養での実施頻度が高い「口腔内の吸引」と「胃ろうによる経管栄養」であり、この2つのケアに限り、医師や看護職員のアセスメントのもとで介護職員が実施に携わる仕組みについて検討を行った。

#### (2) モデル事業の実施

上記の「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関する検討会」の第2回検討会（2009年6月10日）において、看護職員と介護職員が連携・協働して、入所者にとって安心・安全なケアを提供するための方策について検討するためのモデル事業を実施することに合意が得られた。

モデル事業は、ケア実施に関する看護職員と介護職員の連携・協働のガイドラインを定めた上で、2009年7月より、全国各地の特別養護老人ホームに呼びかけて、指導する看護師の養成研修への参加を募るとともに、参加した看護師が各施設に戻った後に、各施設において以下の流れに沿って看護職員と介護職員の連携・協働による医療的ケア事業を試行し、安全性や有効性について検証を行ってきた。

